平成２６年（フ）第４８号
三重県伊賀市阿保1787番地の１、前住所三重県伊賀市桐ケ丘８丁目300番地
債務者　谷川　由香
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２９８号
兵庫県西宮市上ケ原三番町３番34―105号
債務者　安田　健二
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１６号
兵庫県西宮市山口町上山口583番地５
債務者　ミヤテックこと　村本　雅史
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県明石市大久保町大窪320番地の６
債務者　吉川　和生
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２34棟305号、前住所兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ―715号
債務者　松野　茂樹
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
兵庫県明石市大久保町西島220番地の６　ＹＫハイツ江井ヶ島203号
債務者　藤田かよ子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ―1314号
債務者　山神　智美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
兵庫県明石市大明石町２丁目３番42号
債務者　中嶋　忠具（旧姓生藤）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
兵庫県明石市大久保町駅前１丁目３番地の９マ　メゾン302号、前住所兵庫県明石市二見町東二見488番地の１　駅北市住２―306号
債務者　石倉　智晃
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
兵庫県明石市松の内１丁目１番地の21　オクノプレイス303号、前住所兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住９棟402号
債務者　井手　忠雄
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１42棟501号、前住所神戸市西区竜が岡２丁目21番地の29
債務者　室井　啓輔
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目７番12号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂東１丁目６番12号
債務者　小川美智子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
鳥取県米子市博労町２丁目150番地３、前住所鳥取県米子市河岡217番地57
債務者　遠藤　洋美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６７号
福岡県飯塚市菰田116番地５　飯塚駅南ハイツ502号
債務者　桐田　博司
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５０号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋4658番地２
債務者　樋口　勝彦
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１７５号
大分市大字勢家1098番地の36　ＭＤワーフタワー801
債務者　熊谷　憲一
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係